2011.08.23: 平成23年 区民環境委員会

○委員長

ただいまから区民環境委員会を開会します。

○委員長

初めに、理事者のごあいさつをお願いします。

○区民文化部長

おはようございます。

8月の閉会中の委員会、本日と明日、よろしくお願いいたします。

本日は、議題3件ございまして、産業経済部関係の陳情が2件、そして資源環境部関係の陳情1件でございます。どうぞよろしくご審議のほど、お願いいたします。

○委員長

それでは、議題に入ります。

初めに、産業経済部関係の陳情を審査いたします。

陳情第4号 所得税法第56条廃止の意見書を国に提出し、区として業者婦人の実態調査を求める陳情(実態調査の件)を議題といたします。

その後の状況に特段の変化があれば、理事者より説明願います。

○産業振興課長

本件の願意でございます、家庭内の所得分配の状況の調査ということにつきましては、課税庁のほかは実質的 に困難であるという状況に変わりはございません。

以上でございます。

○はぎわら洋一

公明党としては、不採択を主張します。

実はこの前、2か月前に、6月14日の時点で実態調査は困難であるという話をしたんですけれども、僕もこれに沿って、実際どういうふうにしたら中小零細企業のすべての人が実になるようになるかなということで、いるいる勉強もしました。国民共通番号制、全員 I D番号をすべて振って、そして税金、また税金から年金という、

そういう社会を透明化して監視する、そういうふうにしたら安全な社会が築けるのかといったら、築けないと。 どういうふうにしていったらいいんだろうなとかなりいろいろ勉強もしました。

極端な話なんですけれども、実は1949年にジョージ・オーウェルという人が書いた本がありますよね、「1984年、超監視社会というか、進んだ社会、すべての国民に番号がすべて振られて、監視カメラで監視して、一人ひとりがどういう働きをしてという、そういうSF映画ですけれども、そういうのが実際ありました。これは余りにも極端なんですけれども、そういうことがありました。こういう社会というのは、非常に危険な社会であるというふうに僕も思っています。また、姜尚中さんという韓国の生まれの方もそういうことを指摘していました。

住記ネットをつくって、僕も住記ネットに入っていますけれども、それだとか、盗聴法だとか、そういうものをつくって、リスクマネジメントをやればやるほど、リスク管理するシステム自体が新しいリスクを生むんだというふうになって、これも非常に危険であるというふうなところに、話がぐちゃぐちゃになっちゃうんですけれども、非常に危険な社会になっている現実があります。ところが、東北の震災とかなんとかがあると、安全の意味で、非常にリスクを背負ってでも安全を確保するんだということで、今、非常に危ない話になっているんですけれども、むしろ、こういう中小零細企業が日本を底上げして、そういう人たちが頑張ってくれた。確かに円高にもなっている。そういう中でも知恵を出して、頑張ってもらいたいというこちらからのエールというか、そういうものも僕自身はあるなと。

1か月間、いろいろなことを、本を読んだりいろいろして、そういうことを悩んで、悩んで、最終的には、この56条の廃止も含めて、政府でもいろいろやっています。ID番号が振られるということを言って、共産党さんなんかは反対していますよね。そういうこともありながら、具体的にはどういうふうな社会を目指していくのか。これはむしろ不揃いな社会で、不揃いな社会のほうが脆弱さは低いんだけれども、異分子というのがあって、いろいろな文化がそこに乱立をしていて、そうすると強い社会が生まれるということが言われているんだよね。僕の言っていることがわからないかもしれないんだけれども。

○委員長

はぎわら委員、意見開陳です。

○はぎわら洋一

みんな、そのためにワクチンを打つじゃない。そうすると強くなるよね。そういうふうなことで中小零細企業の人たちも、実態調査で、国のほうからとか、区のほうから調査に入って、一人ひとりをばっと調べていくんじゃなくて、苦しい人は一人ひとりが自分からディスクロージャーするということじゃなく、自分から当然青色申告もしているし、そういう中で強く生きてもらいたい。そのためには、板橋区もサポートしていくよというふうなエールを送る意味で不採択なんですよ。わかるかな、わからないかな。

だから、ここで余りそういう部分で切り込んじゃいけないというのが僕の結論なんですよね。僕というか、公明党としてきちっと不採択というふうに言ったのは、その辺の意見開陳を僕自身がうまく言えないものだから、ちょっと話が羅列になっちゃったんですけれども、すみません、ということで不採択。

○すえよし不二夫

今のはぎわら委員の話は、共通番号制度が確立されれば各人の所得も捕捉できるし、いわゆる不労所得も捕捉できるという制度、これは共通番号制度といって、国のほうで検討中ですから、いつ実現するかわかりませんけれども。

この実態調査、自営商工業に当たる業者婦人の実態を調査するということですから、前回も申し上げましたとおり、最近では国勢調査そのものも非常に抵抗感があるという難しい時代であると。微に入り細に入りの調査項目がだんだん減らされてきているという実態ですので、わかるとすれば税務署の確定申告、税務署はわかると思うんですけれども、実態については。ですけれども、区のほうで実態調査するというのは非常に困難だなというふうに思いますので、自営業者を支援するとか、応援するというのは構わないと思います。何らかの別な方法を考えて、融資制度の充実とか、申し出のあった人たちに対しての融資制度の充実、そういうことで考えていただきたいと思いますので、この陳情については不採択を主張いたします。

○委員長

以上で意見を終了いたします。

陳情第4号 所得税法第56条廃止の意見書を国に提出し、区として業者婦人の実態調査を求める陳情(実態調査の件)につきましては、なお審査を継続すべきとの発言と表決を行うべきとの意見がありますので、最初に継続審査についてお諮りいたします。

陳情第4号を継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

賛成少数(1-7)

○委員長

次に、陳情第5号 地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める 意見書を政府等に提出することを求める陳情を議題といたします。

その後の状況に特段の変化があれば、理事者より説明願います。

○くらしと観光課長

それでは、前回の委員会後の経過につきましてご報告申し上げます。

今月、8月5日になりますけれども、内閣府の第64回消費者委員会が開催されました。その中で、ことし4月の報告書、地方消費者行政専門調査会報告書に対する消費者庁の検討状況の報告がございました。この報告書の中で関係のある部分につきまして、抜粋してご報告申し上げます。

まず、財源措置についてですけれども、自治体の裁量で活用できる財源の確保、また交付金等の支援制度の創設について、政府部内で働きかけることを検討するとしております。また、消費者行政の充実に向けた体制整備の取り組みとしましては、地方消費者行政の充実強化のための指針というものを、ことしの冬から来年春にかけて作成するとしております。さらに、消費生活相談員の処遇改善の取り組みについて、こちら、資格試験を法的に位置づける、また相談員に求められる知識・能力、その評価のあり方を平成23年の秋から冬にかけて検討する。また、消費者安全法の一部改正案を平成24年春に提出するとしております。

今回の消費者委員会では、各検討事案の平成24年春までの工程表が示されておりまして、お手元に参考としてその工程表を配付させていただきました。このたびの陳情に関係のある部分は、工程表の2番と3番、5番になると思われますので、参考としてごらんいただければと思います。今後は、この工程表に従ってさらに議論が重ねられることと思われます。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長

以上で質疑並びに委員間の討論を終了し、意見を求めます。

意見のある方は挙手願います。

○はぎわら洋一

継続を主張いたします。

また言うと、何かわからなくなっちゃうかもしれないんですけれども。

先ほど言われたように、処遇改善と先ほど言っていました。かなり処遇、僕なんか見ていると、普通のものよりも処遇がいい、レベルが高いなという認識を僕はしています。でも、よくなるのはいいなという気持ちもあるんですけれどもね。でも、もう少し吟味する必要があるということで、消費者庁の考え方ももらいましたし、今後とも検討していただきたいと思いますので、継続を主張いたします。

○委員長

以上で意見を終了いたします。

陳情第5号 地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情につきましては、なお審査を継続すべきとの発言と表決を行うべきとの意見がありますので、最初に継続審査についてお諮りいたします。

陳情第5号を継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

可否同数(4-4)

○委員長

可否同数と認めます。

したがいまして、委員会条例第14条第1項の規定により、委員長裁決を行います。

陳情第5号は継続審査と決定いたします。

○委員長

次に、資源環境部関係の陳情を審査いたします。

陳情第6号 板橋の防災・災害対策に関する陳情(放射線測線機貸出しの件)を議題といたします。 その後の状況に特段の変化があれば、理事者より説明願います。

○環境保全課長事務取扱資源環境部参事

それでは、皆さん、ご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、この間、区で放射線量の測定等を行っておりますので、それの概要を、ちょっとお時間をいただいてご説明させていただきたいと思います。

まず、区役所庁舎前での測定でございます。6月13日から毎日、平日の午前10時に環境保全課の職員が測定を行っておりまして、昨日までの測定結果につきましては、毎時0.09マイクロシーベルトから0.12マイクロシーベルトの範囲内で推移をしてございます。この結果につきましては、区ホームページ、広報いたばし、本庁舎と赤塚庁舎で掲示し周知をしているところでございます。

続きまして、業者に委託をした測定も実施をしてございます。こちらにつきましては、6月10日から6月17日まで、赤塚小学校、東板橋公園、西前野保育園の3か所で順次行ったものでございます。測定につきましては、まず、学校や砂場の空間放射線量を敷地内で7か所から13か所程度選定をいたしまして測定をいたしました。測定の結果は、低いところで毎時0.10マイクロシーベルト、それから0.25マイクロシーベルトの範囲でございました。

続きまして、その3か所の公園・学校等でございますが、そこの校庭・園庭等で空間放射線量が高かった地点の土壌並びに砂場の砂を採取いたしまして、ヨウ素とセシウム134・137の放射線濃度を測定いたしました。 測定結果は、ヨウ素についてはいずれも検出限界値以下でございました。セシウムについては、セシウム134と137の合計で、1キログラム当たり125.7ベクレルから335ベクレルでございました。

これに加えまして、プールの水の放射線濃度の測定を委託して実施いたしました。6月10日には赤塚小学校のプールの水でございますが、これはプールの水の交換前の水でございます。また、7月11日と8月8日は赤塚小学校、志村第六小学校、板橋第一中学校の3校で、プールの水の交換後の水を測定してございます。結果については、いずれも検出限界値以下でございました。

こちらの委託によるものについても、区ホームページで公開をしてございます。

これに加えまして、学校等での測定を職員が行ってございます。区立・私立の幼稚園、区立・私立の保育園、認定保育所、区立小・中学校、区立公園の一部、それから屋外体育施設、合計309施設、測定ポイントは844ポイントでございますが、各主管課の職員と環境保全課の職員で測定を行ってございます。

主な測定ポイントは、校庭や園庭、またプールサイド、砂場でございます。また、公園につきましては、子どもの池の周辺等でも行ってございます。測定結果は、毎時0.06から0.26マイクロシーベルトの範囲の中でございました。

これに加えまして、東京都が測定を行ってございます。東京都は都内100か所で測定を行いまして、板橋区内では大谷口保育園、成増北第一公園、志村第三中学校の3か所で、6月22日に測定を行ってございます。結果は、毎時0.05から0.09マイクロシーベルトでございました。

区の測定の結果については以上でございます。

○委員長

本件に対する理事者への質疑並びに委員間の討論のある方は挙手願います。

○かいべとも子

おはようございます。

かなり、今ご説明あったように、区としても取り組んでいただいて感謝しているところなんですが、区の職員 の方が区役所のちょうど玄関前で測定しているのを私たちも立ち会わせていただいて、約3人の方で、測る方、 記録する方ということで見たんですけれども、どの場所も大体3人で測定をされているということでよろしいん でしょうか。

○環境保全課長事務取扱資源環境部参事

主管課の職員、環境保全課の職員で3人程度、ただ、ちょっと人手が足りない場合は2人という形もございます。

○かいべとも子

そうすると、その職員の方々は、それぞれ使用方法とか、測定のポイント、仕方とか、さまざま研修というほどのことじゃないんですけれども、受けてされていると思うんですが、その辺はどのような形で実際に測定をされる方が、扱いの仕方を研修をされているんでしょうか。

○環境保全課長事務取扱資源環境部参事

まず、私ども、全くの素人でございましたので、一番最初の時点で、機器を購入いたしました。その時点で、産業技術研究センターと東京都の健康安全研究センターのほうへ職員が機械を持ち込みまして、産技研等との機械の測定値の違いですとか、あるいはそれを踏まえて、測定方法について産技研、健安研のほうからいろいろご説明、アドバイスをいただきました。区の測定機器につきましては、電源を入れてからしばらくしないと、安定的な測定ができないということがございますので、まずそこである程度の時間、2分ぐらいを目安に見ております。あと、高さは固定をいたしまして、20秒間に1回目盛りを読み取りまして、10回それを繰り返すということで、その数値の平均値を公表しているところです。

こういったやり方につきましては、機械の特性等によりましているいる異なってくる部分がございますが、基本的には主管課の方が小学校、保育園等に行かれたときに、環境保全課の日常行っている職員がまず同行いたしまして、やり方を説明して、実際にやっているところを見ていただいて、それで1日ないし2日間、一緒に何か所か回って測らせていただいて、それ以降、各主管課の職員が同じ方法、手順でやっていただいているところでございます。

厳密にこういう形でやらなければいけないという規定はございませんが、精密機器なもので、動いたりすると、その衝撃で数値が変わってしまうとか、あるいは直接汚染をされているものにさわってしまいますと、その機械が使えなくなってしまうですとか、いろいろ取り扱いには注意をしなければならない部分がございますので、そういったことを踏まえて、区の職員に一定の研修といいますか、そういう現地でのトレーニングをしていただいて、各主管課でお願いしているところでございます。

○かいべとも子 はぎわら洋一

例えば区民の方に貸し出しするとなると、そこに区の職員の方が赴くというのはなかなか難しいことかと思うんですけれども、現在、区にはたしか値段的に高いのは2台だと認識しているんですけれども、それを、今のものを貸すというのはちょっと難しいかと思うんですけれども、例えばもう少し簡易なものを区として購入して、そして今言ったような産技研の指導も仰いで、基本的な使い方のマニュアル化したものを、箇条書きみたいな簡単なもの、それともう一つは、例えば、言葉だけでは理解が難しいので、DVDみたいな形で映像として、詳しく見せるものは大きく映像を写したりとか、そういうものをセットで用意するということはどうなんでしょうか。

○環境保全課長事務取扱資源環境部参事

こちらはいろいろ新聞等で、簡易測定器等、測定器のことについて報道もなされているところでございます。 私どもの機械については、ある程度産業技術研究センター等で測定をしまして、少し数値は高目に出るけれども 安定的に測定ができるんではないかというお話をいただいているところでございます。

あと、最近、かなり安価な簡易測定器がいろいろ出回っている、ホームセンターや電気店でも販売されているというところですが、新聞報道によりますと、誤差の問題ですとか、一番最初の時点での測定が正しく行われているかどうかの更正、そういうものがなされているかどうか、非常に疑問があるということでございます。

そういった意味で、私どもの機械も、誤差も多分あると思いますし、東京都から実は2台機械をお借りしているんですが、それも誤差がプラス・マイナス30%あるということで、私どもの機械もプラス・マイナス10%程度はある。それから、非常に微量な放射線をはかっておりますので、測定のゾーンといいますか、そういう部分がかなり低いところですので、そこでの精密さといいますか、そういったものはかなり繰り返し何回か測定をして平均値を出していかないと難しいのかなというふうに思っております。

ですので、まず、簡易の測定器を購入することについては、評価が今のところできないのが実態でございますので、難しいかなというふうに思っております。私どもの測定器につきましても、前回お話ししましたけれども、精密機器であるということと、区の測定にもいるいろ使っているということ、それから、数値もかなりばらつきがございますので、特定の数値をごらんになって評価をされてしまうと、大変誤解を招くかなというふうに思っております。あと、具体的な対処の方法についても、まだ国のほうから、福島県の校庭の汚染の対策等については示されておりますが、それ以外については、今現在検討中ということでございますので、そういう状況を踏まえると、貸し出しをするのは難しいのかなというふうに私どもでは考えております。

○かいべとも子 はぎわら洋一

最後に、かなり区でデータも出していただいているので、区民の方は当初よりは安心はされているんですけれども、今後、さまざまな状況変化の中にあって、例えばなんですけれども、町会・自治会、また例えばPTA、もちろん教育委員会等で取り組んでいらっしゃるんですけれども、そういった団体で、特にだれでもかれでもでなくて、個人は別として、そういう団体から、特にこういう部分で心配ということがご要望があったときに、例えば区の職員で機器に理解のある方が一緒に赴いてやるということはいかがでしょうか。

○環境保全課長事務取扱資源環境部参事

各主管課と私どものほうで対応するということになりますので、どの程度のご希望があるのか、今の時点でわかりません。また、区の職員が先ほど言いました300か所程度回っているときに、実際にはそこに来られて、一緒に見られた方も、地域の方では何人かいらっしゃいますので、そういう部分であればよろしいのかなという

ふうに思いますが、ご自宅の部分ですとか、公園とか、保育園とか、校庭という公共の場でないところをいろいるな形で測定していくということについては、その辺がどういう評価、あるいは対策ということも含めて課題があるかなというふうに思っておりますが、主管課に私どもは機器を、それぞれ先ほど申しましたように、お貸しをしてございますので、それぞれの部署のご判断のもとで対応していただければというふうに考えております。

○かいべとも子 はぎわら洋一

継続をさせていただきます。

その中で、主張するに当たって1つ、今、ご説明あったように、板橋としては40万円という、かなり他区に比べて精度の高い機器を使用されているという認識にありますので、ぜひこの2台をフル活用していただいて、今後、福島の状況も一進一退という部分がありますので、第一は、区民の方が安心していただければよいわけですので、その状況に対しては、いつまでという期限を切るのではなく、まず、それにしっかりと対応していくということを区民にアピールしていただく。そして2つ目には、その2台をフル活用していただいて、職員の方も人数の制限はあるかと思いますが、区民の安全を守るためにはご要望にしっかりと対応していく、この姿勢を、区民の方にご案内もしていただきたいと思います。

現段階では、問い合わせはあっても、それに対して一つひとつ応えていくという段階ですので、公的にはこういう形でやっておりますけれども、今後、さまざまな状況に対して対応していきますよという文言を入れるだけでも、かなり皆様の不安は取り除けるかと思いますので、そういった意味で、細かい配慮をしていただくためにも継続を主張いたします。

○委員長

以上で意見を終了いたします。

陳情第6号 板橋の防災・災害対策に関する陳情(放射線測線機貸出しの件)につきましては、なお審査を継続すべきとの発言と表決を行うべきとの意見がありますので、最初に継続審査についてお諮りいたします。

陳情第6号を継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

賛成多数(7-1)

○委員長

賛成多数と認めます。

よって、陳情第6号は継続審査とすることに決定いたしました。

○委員長

以上をもちまして、区民環境委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。